

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県庄原市

### 2 構造改革特別区域の名称

しょうばら どぶろく特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

広島県庄原市の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置

庄原市（以下本市という）は、広島県の北東部、中国地方のほぼ中央に位置し、東は岡山県、北は島根県・鳥取県に隣接する“県境のまち”である。中国山地の山々に囲まれた河川沿いに広がる盆地や流域の平坦地に、複数の市街地と大小の集落を形成している。

平成 17 年 3 月 31 日、1 市 6 町による新設合併により誕生した本市の面積は 1,246.49km<sup>2</sup> と広島県の約 14%を占め、全国自治体の中で 13 番目、近畿以西では最大の広さを誇る。

本市の地形は、標高 150～200m の盆地をはじめ、全般的に緩やかな起伏の台地を形成しているが、北部の県境周辺部は、県内有数を誇る 1,200m 級の高峰と森林に囲まれ、この地の沢を源流域とした河川が「江の川水系」と「高梁川水系」に分岐し、日本海、瀬戸内海に注いでいる。

こうした地理的環境は、水と緑に恵まれた豊かな自然環境をつくり、中山間地域ならではの心やすらぐ里山景観を生み出している。

また、広大な市域面積により、市の北部と南部ではその気候も大きく様相を異にし、特に北部の冬季は厳寒な日々が続く、県内有数の豪雪地域でもある。

#### (2) 人口

本市の平成 27 年 9 月 1 日現在の人口は 37,756 人、世帯数は 15,879 世帯であり、合併直後の平成 17 年 4 月 1 日と比べ、人口は 6,395 人（14.5%）、世帯数は 430 世帯（2.7%）の減少となっている。

年齢階級別人口は、年少人口（15 歳未満）が 4,081 人で全人口に占める割合は 10.8%に留まる一方、老年人口（65 歳以上）は 15,173 人と全人口の 40.2%を占めており、他の中山間地域同様、少子高齢化の進行が顕著である。

### (3) 産業

平成 22 年国勢調査による産業別人口は、第 1 次産業が 3,698 人(19.2%)、第 2 次産業が 4,151 人(21.6%)、第 3 次産業が 10,918 人(56.7%)で、昭和 35 年と比較すると第 1 次産業は大きく低下した一方、第 3 次産業の割合は上昇している。また第 2 次産業の割合は、平成 2 年をピークに低下に転じている。

本市の基幹産業である農林畜産業は、気候・風土をはじめ、耕地の有効利用や永年受け継がれてきた高い技術を背景に、コメ、野菜、花き、果樹などの農作物、和牛、乳牛、鶏などの飼養、木材、林産物の生産など、多種多様な内容で構成され、地域経済や集落を支えてきた。

しかし、後継者不足や就業者の高齢化に加え、他産地との競争激化、価格の低迷、多様化する消費者ニーズへの対応といった課題を抱え衰退傾向が顕著となっており、とりわけ、その中心である稲作は、生産調整や国の政策転換、機械化等に伴う経済負担の増大など、主たる生活手段としての経営維持が極めて厳しい状況に至っており、これらを背景に、平成 12 年に 6,491 戸であった総農家数は、平成 22 年には 5,449 戸と、10 年間で 1,042 戸が減少している。

### (4) 観光

平成元年を起点した長期スパンで見ると、本市の総観光客数は大きく増加しており、2つの大きな波がみられる。第 1 の波は、平成 7 年の「国営備北丘陵公園」の開園及び「ひろしま県民の森公園センター」のリニューアルによりもたらされ、観光客数は平成 2 年の約 100 万人から平成 8 年の約 200 万人へと倍増した。第 2 の波は、平成 13 年の「かんぼの郷庄原」のオープンが契機となっており、平成 18 年の観光客数は約 272 万人まで増加した。

その後、観光客数は減少傾向にあったが、平成 25 年の松江自動車道の全線開通により同年の観光客数は約 271 万人と大幅に回復した。

しかしながら、観光客一人あたりの観光消費額は平成 10 年の 2,611 円をピークに減少を続け、平成 25 年は 1,455 円とピーク時から半減近くまで落ち込んでいる。

この原因としては、国営備北丘陵公園など自然資源が多く多額の観光消費額を望めないことや、高速交通網の整備による日帰り圏域化の進展、「食」や「物産」など観光により経済的恩恵を受ける分野が本市の弱点であること、などが挙げられる。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

本市は清冽な水源と気候の寒暖差による良質な米に恵まれ、古くから多くの造酒屋が存在し、現在でも市内に 4 軒の造酒屋を持つ酒どころである。

また、米以外にも、恵まれた自然環境において、高度な知識と高い技術を持ち農畜産業への誇りと熱意にあふれる生産者が丹精を込め生産する野菜、果樹、和牛などの上質な農畜産物の一大生産地であり、まさに「食材の宝庫」である。これらの農畜産物の高付加価値化をめざし、生産・加工、流通販売まで一体化し食材を一層ブラッシュアップした統一ブランド「庄原市の逸品(加工食品・料理)」の構築に注力している。

一方、広大な面積を誇る本市は、四季折々の風情に富む風光明媚な観光資源が豊富で、アクセスも中国自動車道、中国横断自動車道と縦横に高速道路が整備され、さらに市内 4ヶ所にインターチェンジを有することから、観光交流施策の展開に有利なロケーションである。

しかし、自家用車による観光交流は、良好なアクセス環境を生む反面、行動範囲が広域に亘ることで日帰り圏化が進み、必ずしも、経済効果の大きい宿泊客の獲得には至っていない。

そこで、本市ならではの「庄原市の逸品」の開発や特産物の販売促進、地域の「食」及び「文化」の継承と活用、豊富な農村資源を活かした農家民泊の取り組みによる観光宿泊客の誘致など、観光と農林業・商工業の有機的連携を踏まえた地域振興策を推進していく必要がある。

この地域資源の活用と観光施策を一体的・戦略的に進める上で、今回の構造改革特別区域の特例措置の活用は大きな効果が期待でき、本市の魅力を活かした地域振興策とすることが可能である。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

今回の酒税法の特例措置の活用で、農家レストラン等での特定酒類の提供が可能となることにより、既存の観光資源に加えて新たな魅力を具備した観光ツアー造成や、本市の他の特産品との相乗効果による誘客効果が期待されることから、宿泊施設と連携することで滞在型観光客数や観光消費額の増加をめざす。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

昨年度より展開している、本市の強みである豊かな自然に育まれた農畜産物を活用した「庄原市の逸品（加工食品・料理）」づくり事業と歩調を合わせた特定酒類の製造を推進することで、広域周遊観光の促進や宿泊観光客数、観光消費額の増加が見込まれ、地域の活性化に資する。

### 【数値目標】

- ・農家民宿、農家レストラン等での特定酒類の製造件数

項目	現在	平成 29 年度	平成 31 年度
特定酒類製造所数	0 箇所	2 箇所	4 箇所

- ・庄原市観光振興計画における目標

項目	現状	平成 30 年度
総観光客数	271 万人	282 万人
観光消費額	4,209,683 千円	4,504,361 千円

## 8 特定事業の名称

707（708）特定農業者による特定酒類の製造事業

※ 別紙 構造改革特別区域において実施し又は実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制と特例措置の内容

(別紙)

## 1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

## 2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストランなど）を営む農業者で、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令に定めるものに限る。）を原料としたその他の醸造酒（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

## 3. 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

## 4. 特定事業の内容

### (1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

### (2) 事業が行われる区域

広島県庄原市の全域

### (3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

### (4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、果実酒又は濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために果実酒又は濁酒を製造する。

## 5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において農家民宿、農家レストラン等を営む農業者が、果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又は米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、地域に根付く文化を活用した新たな特産品の創出とともに、本市の進める農産品のブランド化や6次産業化の展開など、本市の強みである豊かな自然の恵みを活かした交流人口の増大や地域の活性化の原動力として期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要があり、税務当局の検査・調査の対象とされる。

本市では、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法上の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。